

## 浜頓別町「ゆめ酪農」育てる会実施要項

### 1. 趣旨

大自然の中での農村生活に魅力を感じ、職業として酪農を選択する人達や酪農を体験してみたいと思う人達が、増えてきています。この様な人達を新規就農者として迎え地域酪農家の一員として育てて貰うこと、又、酪農体験を通じて酪農の良き理解者になって貰うこと等の願いから酪農体験生や、酪農研修生を受け入れ、地域酪農家の活性化を目指すもので

### 2. 事業実施主体

浜頓別町「ゆめ酪農」育てる会【以下育てる会】が、浜頓別町担い手育成センターの協力のもとに運営にあたる。  
事務局は、東宗谷農業協同組合内営農部に置く。

### 3. 事業対象年齢

当事業の実施対象者は、18歳以上35歳未満であることを原則とするが、これ以外の場合は、役員会において協議し決定する。

### 4. 事業対象区分

当事業に参画する者を次の二つに区分する。  
(1) 酪農体験生 (2) 酪農研修生

### 5. 事業対象内容

- (1) 未経験の者は、すべて酪農体験生として受け入れ体験期間後、継続希望の時は、酪農研修生へと移行する。
- (2) 研修後、酪農ヘルパーや酪農の従業員に斡旋する事が出来る。
- (3) 町村等での酪農体験及び研修経験者の受け入れにあたっての区分については、その都度、役員会で協議する。

### 6. 事業参画申込み

申込みにあたっては、申込み用紙に必要事項を記入し署名、捺印、保証人2名(内、家族以外の者を1名)を入れて履歴書と誓約書と共に事務局に送付し申込みする。

### 7. 事業の募集

事業参加者の募集は、関係機関の協力のもとに育てる会が行う。  
必要に応じて雑誌等のマスメディアを通じて行う。

### 8. 受け入れ農家の確保

育てる会では、事業参加者を受け入れる農家をあらかじめ募集し選定してお

### 9. 受け入れ農家への指導

- (1) 育てる会では、受け入れ農家に対し、又、必要に応じ「受け入れの心得」を定める。又、必要に応じ研修会等を開催し指導を行う。
- (2) 研修生は、労災保険、傷害共済に加入させるものとする。

### 10. 事業参加者の責任

- (1) 事業参加者の牧場外での事故の責任の一切は本人が負うものとする。
- (2) 事業参加者は受け入れ農家の注意を充分聞き、外出等個人行動の時は、受け入れ農家の了解を得ること。
- (3) 事業参加者の牧場内での事故に対する保障は、労災保険と傷害共済の保障範囲内とする。但し、実習生については、傷害共済での保障のみとする。
- (4) 体験生(未成年の場合は、親権者)の傷害共済の契約は、本人もしくは、親権者が共済契約者となり共済掛金を負担の上契約することとする。

### 1 1. 事業参加者の休日及び作業時間

研修生の休日は、週、1回を原則とする。作業時間は、概ね8時間程度とす  
但し、体験生の休日は、受け入れ農家と協議し決めることができる。

### 1 2. 事業参加者の住居及び生活

- (1) 体験生の住居は、原則受け入れ農家への住み込みとする。
- (2) らく夢舎等の宿泊施設がある場合は、体験生には、手当として4万5千円支給し、研修生には、一切の経費は本人負担とする。
- (3) 体験生の住み込みの場合、食費等の経費は、受け入れ農家負担とする。研修生の住み込みの場合の食費等の負担は、1ヶ月6万円とする。
- (4) 作業に必要な衣服、靴等は、本人負担とする。
- (5) ここに定める以外の事項については、受け入れの心得や役員会の協議に基づくものとする。

### 1 3. 体験期間並びに研修期間等について

- (1) 体験生の実習期間は、1ヶ月間とする。但し体験期間を終えた後、継続希望の場合は、研修生に移行する。
- (2) 研修生の研修期間は、体験期間も含めて12ヶ月間とする。
- (3) 研修生で住み込みの場合は、食費等の経費の負担として1ヶ月6万円を手当から差引いて支給する。  
住み込み以外の場合は、次の通りとする。
  - 研修期間1ヶ月16.7万円を支給する。ただし、体験期間がない場合でも、酪農作業経験のある場合や体験期間中に受入農家が研修生として認めた場合、1ヶ月目の手当として16.7万円支給する。
  - 居住地から受入農家までの距離が1km以上の場合、通勤手当として、酪農舎もしくは居住地から受入農家までの近い方の距離のガソリン代の実費を支給
  - 指定休日以外の休みの場合は1ヶ月の日割りで手当から差し引くものとする
- (4) 体験生への手当は支給しない。  
但し、住み込み以外の場合は1ヶ月最大で4万5千円を支給する。  
1ヶ月未満の場合は日割りで支給する。
- (5) 通勤のための車は本人が準備する事を原則にするが、受入農家の任意保険加入や整備済み車を1ヶ月1万5千円で貸与することができる。但し事故等の一切の責任は本人が負うものとする。

### 1 4. 感想文の提出について

酪農体験生・酪農研修生は、別紙の感想文を提出するものとする。

### 1 5. 財政

育てる会の運営経費は、行政、団体からの補助金・賛助金を持ってあてる。

### 1 6. 関係機関との連携

育てる会は、酪農ヘルパー組合と連携を密にすると共に、ヘルパー要員の育成等に協力をする。

この実施要項は、平成13年 5月13日から施行する。  
平成17年 4月25日に一部改正する。  
平成20年 4月22日に一部改正する。  
平成24年 4月17日に一部改正する。  
平成27年 4月27日に一部改正する。  
平成31年 4月15日に一部改正する。